下関地域総合武道館(仮称)整備等事業

実 施 方 針 (修正版)

平成20年6月17日

山口県

目 次

;	特定事業の選定に関する事項	1
1	事業内容	1
2	特定事業の選定及び公表	3
	事業者の募集及び選定に関する事項	4
1	事業者の募集及び選定方法	
2	事業者の募集及び選定スケジュール	
3	実施方針(修正版)説明会及び意見等の受付等	
4	入札参加者の参加資格要件	
5	審査及び選定	
6		
7		
	事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	44
1	争業者の負性の明確化等争業の適正かり確実な美心の確保に関する争頃 リスク分担の基本的な考え方	
2	・リスクガ担の基本的な考え方	
3	リスクが顕在化した場合の費用負担の方法	
4	要求するサービス水準	
5	- 安水するサービス小学	
6	事業期間終了時の措置	
7		
•		
	公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	
1	公共施設等の立地条件	
2	公共施設等の概要	. 13
	事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	. 14
	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	. 14
1	** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** **	. 14
2	事業の継続が困難となった場合の措置	. 14
	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	45
1	法制上及び税制上の措置	
2		
3		
	その他特定事業の実施に関し必要な事項	
1	議会の議決	
2	本事業において使用する言語	
3	入札参加に伴う費用負担	
4		
5	問合せ先	. 16

様式 -1 実施方針(修正版)に係る質問書

様式-2 実施方針(修正版)に係る意見(提案)書

別添資料 1 事業用地位置図

別添資料2 事業用地敷地範囲図

別添資料3 リスク分担表(案)

山口県(以下「県」という。)は、民間の資金、経営能力及び技術能力の活用により、財政資金の効率的、効果的活用を図るため、下関地域総合武道館(仮称)整備等事業(以下「本事業」という。)を「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。)に基づく事業として実施することを予定しています。

本方針は、PFI法に基づく特定事業の選定及び当該特定事業を実施する民間事業者(以下「事業者」という。)の選定を行うに当たって、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」(平成12年3月13日総理府告示第11号。以下「基本方針」という。)「PFI事業実施プロセスに関するガイドライン」(平成13年1月22日)等に則り、特定事業の実施に関する方針(以下「実施方針」という。)として定めたものです。

特定事業の選定に関する事項

1 事業内容

(1) 事業名称

下関地域総合武道館(仮称)整備等事業

(2) 事業に供される公共施設の種類等

名称:下関地域総合武道館(仮称)(以下「本施設」という。)

種類:大道場、剣道場、柔道場、弓道場、相撲場などを有する総合武道館

(3) 公共施設の管理者の名称

山口県知事 二 井 関 成

(4) 本事業の目的

県では、「やまぐち未来デザイン 2 1 第五次実行計画」を策定(平成 1 8 年 3 月) し、分権時代における新たな県づくりを本格的に進めるため、県と市町と県民の皆様の役割をより重視しながら、「自立・協働・循環」の理念の下、「住み良さ日本一の元気県づくり」に取り組んでいます。

その中で、スポーツは県民の暮らしの中に定着し、人々の心を豊かにすることから、地域の元気創造をリードする「スポーツ元気県」を目指して、「県民スポーツ総参加プロジェクト」を設定し、生涯スポーツの振興による地域活性化を推進するため、下関地域をモデル地域として、「武道」をシンボルスポーツとした「スポーツによるまちづくり」の交流拠点施設となる総合武道館を整備することとしています。

(5) 本施設の基本理念

本施設は、以下に示す考え方に基づき、施設整備を行うものとします。

- ア 剣道・柔道を中心とした幅広い武道に対応した施設
- イ 多様なスポーツに対応した施設
- ウ 県民の健康づくりに対応した施設
- エ 地域交流から九州との海峡交流や東アジアとの国際交流まで対応した施設

(6) 事業の基本的な内容

ア 事業方式

本事業の事業方式は、事業者がPFI法に基づき、自らの資金で本施設の設計・建設を行った後、県に所有権を移転し、その上で維持管理業務を実施するBTO(Build Transfer and Operate)方式とします。

イ 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日から平成33年3月31日までとします。

ウ 事業スケジュール(予定)

事業スケジュールは、概ね次のとおりです。

事業契約の締結時期	平成21年3月下旬
事業期間	事業契約締結日~平成33年3月31日
設計・建設期間	事業契約締結日~平成23年6月30日
竣工・引渡し	平成23年6月30日まで
準備期間	竣工・引渡し後、供用開始までの必要期間
供用開始日	平成23年7月中旬頃
維持管理期間	平成23年7月1日~平成33年3月31日

エ 事業の範囲

事業者が行う主な業務は、次のとおり想定しています。

なお、具体的な業務の内容及びその他の詳細については、入札説明書等において示します。

(ア) 本施設の整備業務

- a 事前調査業務及びその関連業務(県が示した調査以外に事業者が必要とする調査を含む。)
- b 設計(基本設計・実施設計)及びその関連業務
- c 建設工事及びその関連業務
- d 什器備品等調達・設置業務
- e 工事監理業務
- f 周辺地域の電波障害調査及び対策業務(建設中、建設後を含む。)
- g 建設工事及びその関連業務に伴う各種申請等の業務
- h 建設に伴う近隣対応・対策業務
- i 所有権取得に係る支援業務
- j その他これらを実施する上で必要な関連業務
- (イ) 本施設の維持管理業務
 - a 建築物保守管理業務(点検、保守その他一切の保守管理業務を含む。)
 - b 建築設備保守管理業務(設備運転·監視、点検、保守その他一切の保守管理業務を含む。)
 - c 環境衛生管理業務
 - d 警備業務
 - e その他これらを実施する上で必要な関連業務 次の業務については、事業者の業務範囲には含めません。
 - ・清掃業務

- · 什器備品等保守管理業務
- 植栽及び外構維持管理業務
- ・大規模修繕業務
- ・運営業務全般

オ 事業者の収入

本事業における事業者の収入は、本施設の設計、建設等の初期投資に係る対価及び本施設の維持管理業務のサービスに係る対価からなり、県が事業者からサービスを購入する形態とします。

- (ア) 本施設の設計、建設等の初期投資については、県は、供用開始から事業期間にわたって事業者に対し、PFI法第10条第1項にある公共施設等の管理者等及び選定事業者が策定した協定(以下「事業契約書」という。)に定める額を割賦により支払います。
- (1) 県は、事業者が実施する本施設の維持管理業務のサービスに係る対価として、あらか じめ事業契約書に定める額を供用開始から事業期間にわたって事業者に支払います。 なお、本施設の維持管理業務のサービスに係る対価については、物価変動等を勘案し て支払うことを予定していますが、支払方法等の詳細については、入札説明書等におい て示し、事業契約書において定めるものとします。

カ 遵守すべき法制度等

本事業の実施に当たっては、PFI法、基本方針、建築基準法、都市公園法、消防法、その他の各種法令(施行令及び施行規則等も含む。) 関連する各種要綱・基準等について、最新のものを参照し遵守してください。

2 特定事業の選定及び公表

(1) 特定事業選定の基本的な考え方

PFI法、基本方針、「VFM (Value for Money)に関するガイドライン」(平成13年7月27日)等を踏まえ、本事業を県が自ら実施する場合と比較して、PFI事業として実施することにより、効率的かつ効果的に本事業が実施されると認められる場合(サービスが同一の水準にある場合においては、事業期間全体を通じた県の財政負担の縮減が期待できる場合、また、事業期間全体を通じた県の財政負担が同一の水準である場合においては、サービスの水準の向上が期待できる場合)に、実施可能性等を勘案した上で、本事業を特定事業として選定します。

(2) 特定事業選定の手順

県の財政負担見込額の算定に当たっては、事業者からの税収等の適切な調整を行い、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出の上、これを現在価値に換算することにより評価を行います。

なお、県が提供を受けるサービスの水準については、定量化が困難な場合には客観性を確保 した上で定性的な評価を行います。

(3) 特定事業の選定結果の公表

前号に基づいて本事業を特定事業として選定した場合は、その旨を評価の内容とあわせて、

県のホームページにおいて速やかに公表します。また、特定事業として選定しない場合においても、同様に公表します。(なお、平成19年3月29日に本事業を特定事業として選定し、その旨を公表しています。)

事業者の募集及び選定に関する事項

1 事業者の募集及び選定方法

本事業では、設計、建設、維持管理等の各業務において、事業者による効率的・効果的なサービスの提供を求めるものであり、事業者のノウハウ及び創意工夫等を総合的に評価することが必要となります。

したがって、事業者の募集及び選定は、競争性及び透明性の確保に配慮した上で、サービスの対価の額に加え、設計、建設、維持管理の各業務の実施に関する能力及び事業計画、施設整備計画等の提案内容を総合的に評価する総合評価一般競争入札(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10の2)により行うものとします。

なお、本事業はWTO政府調達協定(平成6年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定)の対象であり、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」(平成7年政令第372号)が適用されます。

2 事業者の募集及び選定スケジュール

事業者の募集及び選定スケジュール (予定)は、次のとおりです。

日 程	スケジュール 実施済スケジュールの詳細は省略
平成18年12月27日	実施方針の公表
平成19年 3月29日	特定事業の選定及び公表
平成20年 6月17日	実施方針(修正版) 要求水準書(案)の公表
平成20年 6月30日	実施方針(修正版) 要求水準書(案)に関する質問等の受付締切
平成20年 7月15日	実施方針(修正版)、要求水準書(案)に関する質問等への回答
平成20年 7月下旬	入札公告及び入札説明書等の公表
平成20年 8月上旬	入札説明書等に関する第1回質問の受付締切
平成20年 9月上旬	入札説明書等に関する第1回質問への回答
平成20年 9月中旬	入札参加資格要件事前確認書類の受付締切
平成20年 9月中旬	入札説明書等に関する第2回質問の受付締切
平成20年 9月下旬	入札説明書等に関する第2回質問への回答
平成20年10月下旬	入札参加資格確認書類、入札及び提案書類の受付締切
平成20年11月下旬	落札者の決定、公表
平成20年12月上旬	基本協定の締結
平成21年 1月下旬	仮事業契約の締結
平成21年 3月下旬	事業契約の締結

- 3 実施方針(修正版)説明会及び意見等の受付等
- (1) 実施方針(修正版)説明会の開催 実施方針(修正版)に関する説明会は、開催しません。
- (2) 実施方針(修正版)に関する質問・意見(提案)の受付 実施方針(修正版)に関する質問・意見(提案)を次のとおり受け付けます。

ア 受付期間: 平成20年6月18日(水) 8:30~ 平成20年6月30日(月)17:00

イ 受付方法:実施方針(修正版)に係る質問書(様式-1)及び意見(提案)書(様式-2) に記入の上、原則として、電子メールでファイルを添付して提出してください。

ウ 提 出 先:山口県 地域振興部 地域政策課 地域企画班E -m a i l : a12300@pref.yamaguchi.lg.jp

民間事業者等から集まった質問及び意見(提案)は、質問者及び意見(提案)者の特殊な技術、ノウハウ等に関わり、質問者及び意見(提案)者の権利、競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれのあるものを除き、県のホームページにおいて公表する予定です。

また、今回提出のあった意見等について、県が趣旨の確認のため必要と判断した場合には、 個別ヒアリングを行うことがあります。

(3) 実施方針(修正版)の変更

実施方針(修正版)公表後、民間事業者等からの意見等を踏まえ、実施方針(修正版)の内容を見直し、実施方針(修正版)の変更を行うことがあります。

なお、変更を行った場合には、その内容を県のホームページにおいて速やかに公表します。

4 入札参加者の参加資格要件

(1) 入札参加者の構成等

入札参加者の構成等については、次のとおりとします。

- ア 入札参加者は、事業期間終了まで、本事業を確実に遂行する能力を有すること。
- イ 入札参加者は、複数の企業により構成されるグループとすること。
- ウ 入札参加者は、入札の結果、落札者として決定された場合は、グループを構成する企業の うち、構成員(入札参加者のうち、SPC に出資する企業をいう。以下同じ。)の出資により、 本事業を実施するための特別目的会社(以下「SPC」という。)を基本協定で定める日ま でに設立すること。

なお、構成員以外の者がSPCの出資者になることは可能であるが、当該出資者による出 資比率は、事業期間中、常に出資額全体の50%未満とすること。

- エ 構成員の中から代表者(以下「代表企業」という。)を定め、当該代表企業が入札手続を行うこと。 なお、代表企業は、事業期間中、常に最大の出資割合を保有すること。
- オ 入札参加資格確認書類提出後の代表企業の変更は認められないこと。また、代表企業以外 の構成員及び協力企業(事業開始後、SPCから直接あるいは間接的に業務を受託し、又は 請負うことを予定している者のうち、構成員以外の者をいう。以下同じ。)の変更は原則と して認められないが、やむを得ない事情が生じた場合の追加又は変更については、県の承認

を得た場合に限り認めるものであること。

なお、協力企業のうち、「各業務の主たる業務に主として当たる協力企業」及び「SPCから直接的に業務を受託等する協力企業」については、必ず入札参加者となるものとし、入札参加資格確認書類の提出時に明らかにする必要があること。その他の協力企業については、業務開始前までに県に報告するものであること。

- カ 一の入札参加者の構成員又は協力企業のいずれかが、他の入札参加者の構成員又は協力企業になることはできないこと。
- キ 入札参加者の構成員及び協力企業のうち設計、工事監理、建設、維持管理の各業務の主たる業務に主として当たる者は、それぞれ(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)の要件を満たすこと。

ただし、複数の要件を満たす者は当該複数業務を実施することができるが、建設業務に当たる者及びその関連会社が、工事監理業務を行うことはできないこと。

なお、入札参加者となる者は、(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)の要件に該当しない者であっても、業務を行うに当たって必要となる、県の競争入札参加資格を有していること。県の競争入札参加資格を有していない者は、入札参加資格確認書類の受付締切日までに登録を行うこと。

(ア) 設計業務を行う者

設計業務を複数の設計企業で実施する場合は、次に示す a 及び b の要件については、すべての企業でいずれにも該当し、c の要件は、少なくとも 1 社で該当すること。

- a 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項及び第3項の規定による一級 建築士事務所として登録されていること。
- b 建築工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成18年山口県告示第663号)2の(1)の規定により格付けされた一般競争入札及 び指名競争入札参加資格が「建築関係建設コンサルタント」の「A等級」で登録されて いること。
- c 平成10年4月以降に竣工又は設計が完了した延床面積5,000㎡以上かつアリーナの競技床面積が1,000㎡以上の体育施設等の類似施設の設計実績(基本設計又は実施設計)を有していること。(共同企業体としての実績については、その出資比率が20%以上の場合に限る。)

(イ) 工事監理業務を行う者

工事監理業務を複数の工事監理企業で実施する場合は、次に示す a 及び b の要件については、すべての企業でいずれにも該当し、c の要件は、少なくとも 1 社で該当すること。

- a 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項及び第3項の規定による一級 建築士事務所として登録されていること。
- b 建築工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成18年山口県告示第663号)2の(1)の規定により格付けされた一般競争入札及び指名競争入札参加資格が「建築関係建設コンサルタント」の「A等級」で登録されていること。
- c 平成10年4月以降に竣工又は設計が完了した延床面積5,000㎡以上かつアリーナの競技床面積が1,000㎡以上の体育施設等の類似施設の工事監理実績又は設計実績(基本設計又は実施設計)を有していること。(共同企業体としての実績については、そ

の出資比率が20%以上の場合に限る。)

(ウ) 建設業務を行う者

建設業務を複数の建設企業で実施する場合は、次に示す a 及び b の要件については、 すべての企業でいずれにも該当し、c 及び d の要件は、少なくとも 1 社で該当すること。

- a 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定により、「建築一式工事」 につき特定建設業の許可を受けた者であること。
- b 建築工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成18年山口県告示第663号)2の(1)の規定により格付けされた一般競争入札及び指名競争入札参加資格が「建築一式工事」の「A等級」で登録されていること。
- c 国土交通大臣又は都道府県知事が通知した建設業法(昭和24年法律第100号)第2 7条の29第1項に規定する総合評定値のうち直近のものの「建築一式工事」の数値が 1,200以上であること。
- d 平成10年4月以降に竣工した延床面積5,000㎡以上かつアリーナの競技床面積が 1,000㎡以上の体育施設等の類似施設の施工実績を有していること。(共同企業体と しての実績については、その出資比率が20%以上の場合に限る。)

(I) 維持管理業務を行う者

- a 本業務を行うに当たって必要となる、県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成19年山口県告示第356号)1の(1)の規定により格付けされた「施設の管理運営」、「電気設備保守」及び「空調設備保守」の一般競争入札及び指名競争入札参加資格を有すること
- b 平成10年4月以降にアリーナを有する体育施設等の類似施設の1年以上の維持管理 実績を有すること。

(2) 入札参加者の構成員及び協力企業の制限

次のいずれかに該当する者は、入札参加者の構成員及び協力企業となることはできません。

- ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者。
- イ 建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第3項又は第5項の規定による営業停止 命令を受けている者。
- ウ 建築士法(昭和25年法律第202号)第26条第2項の規定による事務所の閉鎖命令を 受けている者。
- エ 山口県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等措置要領の規定による指名停止措置を 受けている者。
- オ 業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領の規定による参加停止措置を 受けている者。
- カ 直近2事業年度の法人税又は所得税、消費税及び県税に係る徴収金を滞納している者。
- キ 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 17 年法律第 87 号)第 107 条によりなお従前の例によることとされる会社の整理に関する事件に係る同法による改正前の商

法 (明治 32 年法律第 48 号) 第 381 条第 1 項の規定による会社の整理開始の申立てがなされている者又は整理開始を命ぜられている者。

- ク 平成12年3月31日以前に民事再生法(平成11年法律第225号)附則第2条による 廃止前の和議法(大正11年法律第72号)第12条第1項の規定による和議開始の申立て をしている者。
- ケ 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項又は第2項の規定による再生 手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者。

ただし、その者が競争入札参加資格に係る再審査の申請を行い、県知事による当該資格の 再認定を受けた場合を除く。

コ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号)第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。)をしている者又は更生手続開始の申立てをなされている者。

ただし、その者が競争入札参加資格に係る再審査の申請を行い、県知事による当該資格の 再認定を受けた場合を除く。

- サ 破産法(平成16年法律第75号)第18条若しくは第19条の規定による破産手続開始の申立て(同法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法による廃止前の破産法(大正11年法律第71号)第132条若しくは第133条の規定による破産の申立てを含む。)がなされている者。
- シ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号 及び第6号の規定による暴力団及び暴力団員が経営する企業若しくは実質的に経営を支配 する企業又はこれに準ずるもの。
- ス 暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員で なくなった日から5年を経過していない者の統制の下にある者。
- セ SPCに対する請負を県に対する請負とみなした場合に、地方自治法(昭和22年法律第67号)第92条の2又は第142条(同法第166条第2項及び第168条第7項において準用する場合を含む。)若しくは第180条の5第6項の規定に抵触することとなる者。
- ソ 本事業に係るアドバイザリー業務及びPFI導入可能性調査に関与した者又はこれらと資本面若しくは人事面において関連がある者。
 - (ア) 本事業に係るアドバイザリー業務及びPFI導入可能性調査に関与した者は、次のとおりである。

【アドバイザリー業務】

【PFI導入可能性調査】

- ・株式会社 日建設計総合研究所
- ・パシフィックコンサルタンツ 株式会社

- ·株式会社 日建設計
- ・株式会社 日建設計シビル
- ・東京青山・青木・狛法律事務所
- ・あずさ監査法人
- ・MA&P総合会計事務所
- (イ) 資本面若しくは人事面において関連がある者とは、次の者をいう。(タ、ツにおいて同じ。)

- a 本事業に係るアドバイザリー業務及びPFI導入可能性調査に関与した者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有する者又はその出資総額の100分の50を超える出資をしている者。
- b 本事業に係るアドバイザリー業務及びPFI導入可能性調査に関与した者が発行済株式総数の100分の50を超える株式を有する者又はその出資総額の100分の50を超える出資をしている者。
- c 代表権を有する役員が、本事業に係るアドバイザリー業務及びPFI導入可能性調査に関与した者の代表権を有する役員を兼ねている者。
- タ 本事業の事業者選定委員会の委員と資本面又は人事面において関連がある者。

なお、事業者選定委員会の委員公表日以降に、本事業について委員に接触を試みた者については、入札参加資格を失うものとする。

【「下関地域総合武道館(仮称)整備等事業」事業者選定委員会委員】

委員長	吉村 弘	山口大学名誉教授 北九州市立大学大学院社会システム研究科教授
	稲井 栄一	山口大学大学院理工学研究科教授
委員	中村泰	日本政策投資銀行中国支店企画調査課長
女貝 (五十音順)	中山 修身	弁護士(中山・石村法律事務所)
	前田 哲男	山口県立大学地域共生センター教授
	八代 勉	筑波大学名誉教授 東亜大学人間科学部教授

- チ 他の入札参加者の構成員又は協力企業として参加している者。
- ツ 他の入札参加者の構成員又は協力企業として参加している者のいずれかと資本面又は人事 面において関連がある者。

(3) 入札参加資格要件の確認

ア 入札参加資格要件の確認基準日

入札参加資格要件の確認基準日は、入札参加資格確認書類の受付締切日とします。

ただし、入札参加資格要件の確認基準日以後、事業契約締結日までの間に、入札参加者の 代表企業が入札参加資格要件を欠くこととなった場合は、当該入札参加者は失格とします。 なお、入札参加者の代表企業を除く構成員又は協力企業のいずれかが入札参加資格要件を 欠くこととなった場合には、当該入札参加者は直ちに失格とはならず、県と協議の上、県が 当該構成員又は協力企業の除外又は変更を書面により認めた場合に限り、当該入札参加者は 失格とならないものとします。

イ 入札参加資格要件の事前確認

入札参加資格確認書類の受付に先立ち、希望する者に対して入札参加資格要件事前確認書類による入札参加資格要件の事前確認を行います。入札参加資格要件事前確認書類の回答は、 当該書類の受付締切日時点での可否のみを当該者のみに書面により行う予定です。詳細は、 入札説明書等において示します。

5 審査及び選定

(1) 基本的な考え方

- ア 審査及び選定に当たっては、透明性、客観性及び公平性の確保に努めるものとします。
- イ 入札参加者の提案審査は、学識経験者等により構成される事業者選定委員会において行い ます。
- ウ 事業者選定委員会は、あらかじめ設定し、公表する「落札者決定基準」に基づいて、価格のみならず、入札参加者からの提案内容について、事業計画、施設整備計画、維持管理計画等に関し、入札参加者の創意工夫や独自性の観点を中心に評価を行い、最優秀入札提案を選定します。
- エ 県は、事業者選定委員会から提示された審査結果をもとに、落札者を決定します。

(2) 審査の内容

審査は、資格審査及び入札書類審査に分けて行い、各審査の主な視点は次のとおりです。

ア 資格審査

入札参加資格の確認審査

イ 入札書類審査

- (ア) 事業計画に関する審査
- (イ) 施設整備計画に関する審査
- (ウ) 維持管理計画に関する審査
- (I) 入札価格 等

(3) 審査及び選定結果の公表

審査及び選定結果は、県のホームページにおいて公表します。

(4) 落札者を決定しない場合

県は、事業者の募集及び審査において、入札参加者がいない、あるいは、いずれの入札参加者の提案においても県の財政負担の軽減の達成が見込めない等の理由により、落札者を決定しない場合があります。

その場合、本事業をPFI事業として実施することが適当でないと判断したときには、 特定事業の選定を取り消すことがあり、県のホームページにおいて、その旨を速やかに公表し ます。

6 契約等

(1) 基本協定の締結

県と落札者は、事業契約の締結に先立って、本事業の円滑な遂行を果たすための基本的義務 に関する事項、落札者の各構成員の本事業における役割に関する事項及びSPCの設立に関す る事項等を規定した基本協定を締結します。

(2) SPCの設立等

落札者は、基本協定で定める日までに、会社法(平成17年法律第86号)に定める株式会

社として本事業を実施するSPCを山口県内に設立するものとします。

なお、すべての出資者は、事業契約が終了するまでSPCの株式を保有するものとし、県の 事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行うこ とができません。

(3) 事業契約の締結

県は、落札者が設立したSPCと仮事業契約を締結し、山口県議会の議決を経た後に事業契約を締結するものとします。

7 提案書類の取扱い

(1) 提案書類の返却

入札参加者から提出された提案書類は、返却しません。

(2) 著作権

入札参加者から提出された提案書の著作権は、入札参加者に帰属します。

ただし、県は、落札者となった入札参加者から提出された提案書について、本事業において 県が公表その他必要と認める場合にあっては、当該提案書の全部又は一部を無償及び無断で使 用できるものとします。

なお、入札参加者が提出した提案書類は、情報公開請求の対象となり、公開・非公開の決定 に当たって、県は、入札参加者の意見を聴くものとします。

(3) 特許権等

入札参加者の提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、提案を行った入札参加者が負うものとします。

事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 リスク分担の基本的な考え方

本事業においては、最も適切かつ低廉に各リスクを管理することができる主体が当該リスクを 負担することにより、事業全体のリスクを低減し、事業全体の効率化を図るとともに、より低廉 で質の高いサービスを提供することを基本とします。そのため、事業者の担当する業務に係るリ スクについては、原則として事業者が負うものとします。

ただし、事業者が適切かつ低廉に管理することができないと認められるリスクについては、県がそのすべて又は一部を負うものとします。

2 予想されるリスクと責任分担

県と事業者とのリスク分担は、原則として別添資料3によることとします。

具体的な内容については、実施方針(修正版)に係る質問及び意見(提案)を踏まえ、入札説 明書等において示し、詳細については事業契約書において定めるものとします。

3 リスクが顕在化した場合の費用負担の方法

原則として、県又は事業者のいずれかが責任を負うべきリスクが顕在化した場合に生じる費用 は、その責任を負う者が全額負担するものとします。

また、県及び事業者が分担して責任を負うべきリスクが顕在化した場合に生じる費用の負担方法については、入札説明書等において示し、詳細については事業契約書において定めるものとします。

4 要求するサービス水準

本事業において事業者が実施する業務のサービス水準については、入札説明書等の中で「要求水準書」として示します。

5 事業の実施状況の監視

県は、事業者が実施する本施設の設計、建設及び維持管理について、モニタリングを行います。 モニタリングの方法及び内容等については、入札説明書等において示し、詳細については事業契 約書において定めるものとします。

6 事業期間終了時の措置

事業期間の終了時には、事業者は、本施設を入札説明書等に示す良好な状態に保持していなければならないとともに、維持管理等に必要な書類の提出等を行うものとします。

7 事業者に支払うサービス対価の減額等

県は、事業契約書の規定に従い、提供されるサービスに対して、その対価を支払いますが、当該サービス対価は、事業実施状況のモニタリング結果に基づき、サービスの実施状況に連動して支払うものとします。

そのため、事業者が実施する本施設の設計、建設及び維持管理の水準が事業契約に定める県の 要求水準を下回ることが判明した場合、県はサービス対価の減額等を行います。

なお、サービス対価の支払方法及び減額規定等の詳細については、実施方針(修正版)に係る 質問及び意見(提案)を踏まえ、入札説明書等において示し、事業契約書において定めるものと します。

公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1 公共施設等の立地条件

本施設が立地する敷地の主な条件は、次のとおりです。

(1) 住居表示

山口県下関市大字冨任 下関北運動公園内

(2) 公園の種類

運動公園(都市計画公園)

- (3) 公園の防災上の位置付け 広域応援拠点(陸上及び空輸の消防・救急関係応援物資に係る県の拠点)
- (4) 公園面積 143,000.00㎡
- (5) 公園管理者 下関市
- (6) 土地所有者 下関市
- (7) 地域地区 市街化調整区域
- 2 公共施設等の概要

本事業により整備する基本的な施設構成については、次のとおり想定しています。なお、施設構成、規模、設計要件等の詳細については、要求水準書として示します。

(1) 大道場

ア 剣道(公式6面) 柔道(公式6面) 空手道(公式6面) なぎなた(公式6面) ハンドボール(公式1面) バスケットボール(公式2面) バレーボール(6人制、9人制の公式2面(非公式利用の場合3面)) バトミントン(公式10面) 卓球(公式12面)等が確保できる競技床面積

イ 観客席は固定席で1,000席以上

- (2) 剣道場【板床系武道専用道場】
 - ア 剣道(公式2面) なぎなた(公式2面) 空手道(公式2面)が確保できる競技床面積
 - イ 観客席は固定席で100席以上
 - ウ 選手用更衣室、審判席等
- (3) 柔道場【畳系武道専用道場】
 - ア 柔道(公式2面)が確保できる競技床面積
 - イ 観客席は固定席で100席以上
 - ウ選手用更衣室、審判席等
- (4) 弓道場
 - ア 近的(公式28m・12人立)
 - イ 観客席は固定席で100席以上
 - ウ 選手用更衣室、審判席等

(5) 相撲場

- ア 屋内相撲場(盛土俵)
- イ 観客席は固定席で100席以上
- ウ 専用更衣室等

(6) その他諸室

トレーニングスペース、事務室、会議室、医務室、器具庫等

事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合、県と事業者は誠意を持って協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約書に規定する具体的な措置に従うものとします。

また、事業契約に関する紛争については、山口地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

1 事業の継続に関する基本的な考え方

事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、事業契約で定める事由ごとに、県及び事業者の責任に応じて、必要な修復その他の措置を講じることとします。事業者によって本事業の実施を継続することが困難となり、本施設の運営に支障が生じると判断される場合においては、事業契約の中途解除等を行うことがあります。

2 事業の継続が困難となった場合の措置

本事業において、事業の継続が困難となった場合には、次の措置をとることとします。

- (1) 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合
 - ア 事業者の提供するサービスが事業契約に定める県の要求水準を下回る場合その他の事業 契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、県 は、事業者に対して指導等を行い、一定期間内に改善策の提出・実施若しくは治癒を求める こととします。この場合において事業者が当該期間内に改善若しくは治癒をすることができ なかったときは、県は、事業契約を解除することができます。
 - イ 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化したことその他の事業契約で定める 事業者の責めに帰すべき事由により、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に 考えられる場合、県は事業契約を解除することができます。

上記ア、イのいずれの場合においても、県は事業契約に基づき事業者に対して違約金等の支払いを求めることができます。

(2) 県の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

ア 県の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業

者は事業契約を解除することができます。

- イ 前号の規定により事業者が事業契約を解除した場合、県は、事業者に生じる損額を賠償するものとします。
- (3) 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合
 - ア 不可抗力その他の県又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、県と事業者は事業継続の可否について協議を行うものとします。
 - イ 一定の期間内に協議が整わないときは、事業者に事前に書面による通知を行うことにより、 県は、事業契約を解除することができるものとします。
 - ウ 前号の規定により事業契約が解除される場合、県は、事業者に生じる損害について賠償することを基本としますが、具体的な内容については入札説明書等において示します。
 - エ 不可抗力の定義については、入札説明書等において示します。
- (4) 金融機関と県の協議(直接協定)

事業の継続性をできるだけ確保する目的で、県は事業者に対し資金供給を行うものと直接協議を行い、契約を締結することがあります。

(5) その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約書において定めます。

法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1 法制上及び税制上の措置

現時点では、本事業に関する法制上及び税制上の措置等は想定していません。

- 2 財政上及び金融上の支援
- (1) 財務上及び金融上の提案については、入札参加者が自らのリスクで実行するものとします。
- (2) 本事業は、日本政策投資銀行の「民間資金活用型社会資本整備」に対する融資(低利子融資) の適用対象となる可能性がありますが、入札参加者は自らの責任において当該融資を利用する こととし、県は同行からの調達の可否による条件変更は行いません。

また、当該制度の趣旨等を勘案し、事業計画を立案する際は、当該制度の活用を見込まないものとします。

なお、当該融資制度の詳細、条件等については、入札参加者が直接同行に問い合わせをしてください。

3 その他の支援

県は、事業者による業務実施に必要な許認可等の取得に関し、協力するものとします。

その他特定事業の実施に関し必要な事項

1 議会の議決

県は、債務負担行為に関する議案を平成20年2月山口県議会定例会に提出済であり、また、 契約に関する議案を平成21年2月山口県議会定例会に提出する予定です。

- 2 本事業において使用する言語 本事業において使用する言語は、日本語とします。
- 3 入札参加に伴う費用負担 入札に伴う費用は、すべて入札参加者の負担とします。
- 4 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報提供は、適宜、県のホームページを通じて行います。 なお、ホームページアドレスは次のとおりです。

http://www.pref.yamaguchi.lg.jp./cms/a12300/budoukan/pfi.html

5 問合せ先

担 当 部 署: 〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号(山口県庁7階南側)

山口県 地域振興部 地域政策課 地域企画班

担当:河野(かわの)

電 話:083-933-2546 F A X:083-933-2539

E - m a i l : a12300@pref.yamaguchi.lg.jp